

繰り上げ請求の年金額は？

Q 私は今年の11月で60歳になるため、国民年金を繰り上げ請求しようと思っています。60歳で請求した場合と65歳まで待った場合では年金額などどのような違いがありますか？

A 国民年金（老齢基礎年金）は65歳から受給することが原則となっております。60歳からでも希望により、繰り上げて受給することができます。しかし、繰り上げて受給すると次のような不利な面があります。

■受け始める年齢により別表のとおり年金額が減額され減額率は生涯変わらない。

■65歳になるまでに万一障害者になってしまっても繰り上げ受給している方は障害年金が受けられない。

■65歳になるまでに万一ご主人が死亡し、寡婦年金を受けられる条件があったとしても繰り上げ受給している方は寡婦年金が受けられない。

このほかに厚生年金等との併給調整などもあり、早く受給できるからといっても決して有利だとは思われません。「人生八十年」と言われる時代です。自分の健康状態や経済面などをよく考えて請求して下さい。

請求年齢別の年金額を表にしましたので参考にして下さい。

| 請求年齢 | 支給率 | 年金額 |
|------|------|----------|
| 60歳 | 58% | 433,400円 |
| 61歳 | 65% | 485,700円 |
| 62歳 | 72% | 538,100円 |
| 63歳 | 80% | 597,800円 |
| 64歳 | 89% | 665,100円 |
| 65歳 | 100% | 747,300円 |

（これは平成6年度金額です）

※年金額は、昭和36年4月分より60歳になるまで満額を納めた方の金額です。



東陽病院だより

東陽病院は11月から毎月第2・4土曜日の 外来診察が休診となります



みなさんも既にご存じのように国を始めとする行政機関は、毎週土曜日が休みになっています。また、近隣の公立病院では第2・第4土曜日を休診とする週40時間勤務制を施行しています。そこで、東陽病院も近隣の公立病院と歩調をとり、11月から第2・第4土曜日の外来診察は休診させていただきますので町民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。なお、急な病気や事故などによる救急患者については、従来どおり診察を行います。

